

中央区告示第百九十六号

次のとおり中央区借上住宅を廃止したため、中央区借上住宅条例施行規則（平成六年一月中央区規則第一号）第三条の規定により告示します。

令和八年七月三十一日

中央区長 山 本 泰

人



一	名 称
一	中央区借上住宅銀座アイタワー
二	位 置
二	東京都中央区銀座二丁目九番七号
三	構 造
三	鉄骨鉄筋コンクリート造地上十四階地下三階建て（十三・十四階部分）
四	戸 数
四	九戸

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき東京都知事から日本橋一丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更が認可され関係図書の送付があったので、同法第三十八条第二項において準用する同法第十九条第四項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供します。

令和八年七月三十一日

中央区長 山 本 泰 人



一 組合の名称 日本橋一丁目東地区市街地再開発組合

二 施行地区

東京都中央区日本橋一丁目十四番一から七まで、十五番一から五まで、十五番七から十三まで、十五番十六から十九まで、十六番一から十八まで、十七番一から十一まで、十八番一、十八番三、十八番五から十まで、二十番一から四まで、二十番六から十二まで、二十一番一から五まで。東京都中央区日本橋本町一丁目二番一から五まで。東京都中央区日本橋小網町十九番一から九まで、十九番十一、十九番十四から十六まで、十九番十八から二十二まで、十九番二十六。

なお、施行地区となるべき区域内には、道路である公有地（都市計画道路放射第十二号線の一部、都市計画道路放射第十六号線の一部、都市計画道路補助線街路第百五十八号線の一部、特別区道中日第八号線の一部、特別区道中日第二十三号線の一部、特別区道中日第二百九十一号線の一部、特別区道中日第二百九十四号線、特別区道中日第二百九十五号線の一部、特別区道中日第二百九十六号線、特別区道中日第二百九十七号線）を含む。

三 縦覧場所

東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

四 縦覧期間

都市再開発法第四十五条第六項の規定による組合の解散の公告日
又は同法第百条第二項の規定による建築工事の完了の公告日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで（閉庁日を除く。）

中央区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十一日

中央区長 山 本 泰

人

中央区規則第四十二号

中央区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

中央区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月中央区規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三百六十六万千円」を「三百七十五万八千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、令和八年六月以後の月分の児童育成手当について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当については、なお、従前の例による。



中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十一日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第四十三号

中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

中央区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十七年四月中央区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第一号中「若しくは第十号の二」を「第十号の二若しくは第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の三第二項第一号の規定は、令和八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお、従前の例による。



中央区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十一日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第四十四号

中央区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

中央区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和五十一年四月中央区規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三、六六一、〇〇〇円」を「三、七五八、〇〇〇円」に改める。

第四条第二項第一号中「若しくは第十号の二」を「、第十号の二若しくは第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第一号様式中

配偶者特別控除

を

配偶者特別控除	
特定親族特別控除	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条、第四条第二項第一号及び第一号様式の規定は、令和八年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用し、同月前の月分の難病患者福祉手当については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

中央区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十一日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第四十五号

中央区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

中央区介護保険条例施行規則（平成十二年三月中央区規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二十五号様式（表）中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。



第二十六号様式中

ユニット型個室	:	円
ユニット型個室的多床室	:	円
従来型個室（特養等）	:	円
従来型個室（老健・医療院等）	:	円
多床室	:	円

を

ユニット型
ユニット型
従来型
従来型
多床室
多床室
多床室

ユニット型個室	:	円
ユニット型個室的多床室	:	円

個室（特養等）	：	円
個室（老健・医療院等）	：	円
I（特養等）	：	円
II（老健・医療院）	：	円
III（老健・医療院等）	：	円

に改める。

第五十二号様式中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区介護保険条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。